

平成 25 年度当初予算の考え方

(歳出の主な項目)

1. 保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費）

- ① 11 月診療までの保険給付費から 24 年度最終予算額(決算見込額)を設定
- ② 年度平均の一般被保険者数は+1.5%、退職被保険者数は△3.1%と想定
- ③ 保険給付費の伸びを+3%と想定して算出

(平成 24 年度は、高額手術等による入院費用が大きく膨らみ療養給付費は当然のことながら高額療養費も突出し、療養費を含めた決算見込みは、平成 23 年度比 9.90%の伸びを予測している。平成 25 年度当初予算は、この 24 年度予測から単純計算せず、過去の 3 ヶ年平均 2.62%も考慮し、当初予算比 3.75%の伸びとしている。(平成 24 年度決算見込みからは 1.13%の減))

2. 後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の被保険者数又は対象者数からの乗率により見込んだ 25 年度の数に想定単価を乗じて概算額を算出。これに前々年度の精算額、調整額を加除したもの。)

(歳入の主な項目)

1 国庫支出金、県支出金

(国)療養給付費等負担金、普通財政調整交付金、(県)普通財政調整交付金、特別調整交付金については、一般被保険者に係る保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）、介護納付金分、後期高齢者支援金等の対象経費から控除対象分を差し引きし、(国)療養給付費等負担金は 32%、(国)普通財政調整交付金は 7%、(県)普通財政調整交付金は 6%、特別調整交付金は 1%を乗じて算出

(平成 24 年度から、地方の自由度を拡大させる観点から、(国)療養給付費等負担金の定率国庫負担率を現行の 34%から 32%へ引き下げ、その 2%分を(県)財政調整交付金(特別)に上乗せする制度改正となっている。)

2. 前期高齢者交付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の前期高齢者に係る医療費実績から見込んだ 25 年度の医療費概算額に前々年度の精算額、調整額を加除したもの)

3. 財源調整

歳入歳出の差、約 1 億 200 万円については、国保財政調整基金の繰入と保険税で賄うべきところであるが、前回保険税率を改定した平成 23 年度においても、8,500 万円の不足額に対し基金繰入で 4,000 万円、一般会計から 2,000 万円の計 6,000 万円の繰入金を予算編成時に投入し、保険税率の急激な上昇を緩和した措置を講じている。

平成 25 年度税率改定においても、例外的に一般会計から 2,000 万円の繰入を行うとともに、国保財政調整基金から 6,000 万円を繰り入れることにより保険税率の急激な上昇を緩和し、残る 2,200 万円の財源不足については、保険税率の改定により財源確保を図る。

※国保財政調整基金の状況

平成 23 年度末基金保有額	104,313,000 円
平成 24 年度 3 月補正後積立額	19,399,000 円
平成 24 年度末基金保有額（見込み）	123,712,000 円

4. 国民健康保険税の税率改定の考え方

- ① 資産割を約半分に引き下げていること
- ② 応益部分である均等割、平等割の割合と、応能部分である所得割、資産割の割合が概ね半々になるよう保険税率改定により負担の均衡を図っていること

※保険税率改定の推移

平成 20 年度の大幅な医療制度の変更による全面改定後、平成 21 年度の医療分に係る所得割の税率のみの改定、平成 23 年度改定を経て、2 年ぶりの改定（別紙参照）

※国民健康保険税 納期の追加

現行 8 期の納期を 9 期の納期と 1 期追加し、1 期当たりの納付額を減らすことにより、納付しやすい状況に改正

（歳入歳出予算総額）

上記により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 3,611 万 4 千円とし、前年度比 81,549 千円の増となった。